

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止

土地改良法による換地計画の適否の決定

◇選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体からの解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

選挙管理委員会の招集

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十四年三月鳥取県条例第十五号）中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表に関する部分並びに第二種県営住宅の表の隼第一団地、湖南第一団地、湖南第二団地、隼第二団地、中南団地、浜団地及び大野団地に関する部分並びに別表第二の改正規定のうち湖南第一団地、湖南第二団地、隼第一団地、隼第二団地、中南団地、浜団地及び大野団地に関する部分の施行期日は、昭和五十四年五月十八日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表の青木第九の項の次に次のように加える。

末恒第八	二六、七〇〇円
青木第十	二六、四〇〇円

別表の第二種県営住宅の表中

準

を

準第一

に、

湖 南

を

湖南第一

のように加える。

湖南第二	二二、七〇〇円
準第二	一八、九〇〇円
中 南	二〇、五〇〇円
浜	二〇、六〇〇円
大 野	二〇、九〇〇円

に改め、同表の緑町第五の項の次に次

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	倉吉市国民健康保険 直営 上北条診療所	所 在 地	倉吉市井手畑 一三五の六番地	廃 止 年 月 日	昭和五十四年三月二十八日
-----	------------------------	-------	-------------------	-----------	--------------

鳥取県告示第四百七十九号

昭和五十四年五月四日付けで倉吉市から申請のあつた妻ノ神地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十

四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年五月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
相沢英之鳥取市青英会	安部美喜男	谷口 博	鳥取市永楽温泉一六三	その他政治団体
相沢英之鳥取市陽光会	稲本美代子	山本 信子	"	"
松永忠君後援会	唐来金太郎	松永 彥雄	西伯郡淀江町淀江七五九	"
保田睦美後援会	松本 光寿	松本 芳彬	鳥取市西品治八一三の二	"
西村長市後援会	谷口晴太郎	谷口晴太郎	岩美郡福部村細川六七三の三	"
鈴木貞夫後援会	鈴木 秀雄	木下 之弘	気高郡気高町浜村一二の六	"
橋本敦郎後援会	竹内 将雄	小谷 武	岩美郡福部村湯山七三	"
河合弘道後援会	小原 幸人	岸田 正夫	米子市東町一〇九	"
野藤実後援会	加藤 環	吉田 守	気高郡鹿野町鹿野一三九三	"
竹森康真後援会	田中 修	原田 忠明	気高郡鹿野町今市九七九の二	"
小谷秀人後援会	福田 誉寿	広瀬 充	日野郡日南町神戸上二四八六	"
松田道昭後援会 解放共闘支部	榎田 節義	谷田 彰	倉吉市鍛冶町一丁目	"

相沢英之鳥取市後援会	谷口幸太郎後援会	磯田俊二後援会	吉川東一郎後援会	門脇たけし後援会	西尾栄治後援会	山根英明後援会	義仲げんご後援会	上田禮之後援会	谷口達雄後援会	大谷輝子後援会	宅野亮介後援会	角田勇一後援会	玉木久夫後援会	太田秀男後援会	広島さんと語る婦人の会
岡本 善徳	谷口 治己	藤原 政義	吉川 清見	柊克 己	西尾 頼房	小林 栄一	前田、秀雄	中谷 俊義	谷口 馨	南 久仁	米村 健	角田 民蔵	石谷 貞彦	森脇 金治	上原 正代
民野 喜紀	谷口みさと	内田 栄	吉川 早苗	甲斐 晃	西尾 憲一	谷口 宗	谷口 輝江	上田 美好	漆原 芳正	山見 満	宮内 影昭	中村 豊吉	和田 進	大村 富益	田中美奈子
鳥取市永楽温泉一六三	八頭郡河原町小河内 一七九	西伯郡西伯町落合 六四七の四	米子市博労町三丁目 二区一六七	西伯郡西伯町東町 二二三	八頭郡佐治村加瀬木 一三三四	八頭郡八束町北山四七	八頭郡用瀬町川中	八頭郡佐治村加瀬木 一二九〇	八頭郡河原町小河内 三六二	米子市博労町一丁目 一三	米子市末広町二	西伯郡名和町御米屋 九四三の二	八頭郡智頭町南方 一一八三	八頭郡八束町北山下柳 繩手七三の一	境港市明治町一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

小倉利男後援会	中尾 政和	田中 昭雄	気高郡鹿野町鹿野 一三〇一の二
坂根實豊後援会	広田喜代治	加藤継太郎	八頭郡八束町奥野
全国社会福祉政治連盟 鳥取県支部	太田美太郎	西村 貞夫	鳥取市扇町一七六
"	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
相沢英之東部青英会	代表者	竹中 由紀夫	谷口 武
三森政治後援会	会計責任者	絹谷 真幸	伊田 覚
三森政治口日野後援会	代表者	安田 公正	川上 肇
"	会計責任者	川上 肇	中田 和臣

あすの鳥取県をきづく会	〃	自由民主党米子市支部	すみ 栄 後 援 会	自由民主党 米子市五千石支部	〃	中西 鉄 夫 後 援 会	塩出 啓 典 鳥 取 後 援 会	谷 口 後 援 会	村 田 実 後 援 会	鳥 取 県 建 設 政 治 連 盟	沢 田 賢 一 後 援 会	〃	国 際 勝 共 連 合 鳥 取 県 本 部	〃	民 社 党 鳥 取 県 連 合 会
〃	会 計 責 任 者	代 表 者	主 たる 所 在 地	会 計 責 任 者	代 表 者	〃	〃	主 たる 所 在 地	〃	代 表 者	主 たる 所 在 地	会 計 責 任 者	代 表 者	代 表 者	主 たる 所 在 地
小 林 篤	野々村 繁	景 山 博	米子市旗ヶ崎 五三五	石 原 勲	川 上 憲 二	鳥 取 市 相 生 町 二丁目四一三	鳥 取 市 宮 長 二〇五の二八	鳥 取 市 瓦 町 六 五 六	山 根 舜 象	西 田 春 政	米子市中島 二〇四の一	森 川 真 児	山 下 公 成	鈴 木 俊 民	鳥 取 市 戎 町 一 一 〇
難 波 保 治	小 前 金 雄	山 岡 太 一	米子市旗ヶ崎 四〇七の一	田 子 勇 治	岡 村 昭 雄	鳥 取 市 今 町 一 丁 目 二二〇三〇	鳥 取 市 上 町 五	鳥 取 市 南 町 四 二 五	遠 藤 達 雄	馬 野 勇	米子市中島 一〇五の九	名 取 健	後 藤 誠 一	角 木 章	倉 吉 市 上 井 町 二丁目

茅 野 恒 治 後 援 会	野 坂 浩 賢 西 部 後 援 会	〃	〃	自由民主党三朝町支部	土 谷 栄 一 後 援 会	〃	日 本 社 会 党 鳥 取 県 本 部	野 津 ひ で あ き 後 援 会	島 田 安 夫 鳥 取 県 中 部 後 援 会	生 田 泰 治 後 援 会	広 島 さ ん と 語 る 婦 人 の 会	広 島 了 輔 後 援 会	平 林 鴻 三 後 援 会	自由民主党米子市夜見支部
主 たる 所 在 地	代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	主 たる 所 在 地	〃	会 計 責 任 者	〃	代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	〃	〃	主 たる 所 在 地	〃
米子市角盤町 三丁目二七	後 藤 慶 次	大 丸 敦	牧 田 禎	東 伯 郡 三 朝 町 助 谷 二 七 三	樋 野 繁 次	小 谷 欣 之 輔	広 田 幸 一	山 田 義 美	梅 田 利 康	藤 原 政 義	〃	境 港 市 元 町 一 九 一 五 の 一	鳥 取 市 西 町 一 丁 目 二 二 六	柏 木 末 治
米子市角盤町 一丁目一四六	国 頭 直	石 山 利 男	矢 田 秀 雄	東 伯 郡 三 朝 町 穴 鴨 三 九 二	石 賀 常 一	実 繁 一 男	永 田 卓 夫	岸 本 寛	前 田 幸 利	遠 藤 潔 雄	〃	境 港 市 明 治 町 一	鳥 取 市 若 桜 町 四 〇	森 川 安 春

広田幸一中部後援会	倉吉市下米積 三六一	倉吉市上井 二丁目九
〃	代表者 増田 昭	河崎 巖
〃	会計責任者 小谷 欣之輔	増田 昭
日本共産党 鳥取県東部地区委員会	代表者 田中 大蔵	黒岩 洋祐
〃	会計責任者 田原 勇	小原 芳樹
井上万吉男後援会	主たる事務所の所在地 米子市東福原 八二一	米子市万能町 一一二の三
〃	代表者 上田 哲雄	足立 六郎
古井喜実西部後援会	〃	入江 伸二
福 島 進 後 援 会	主たる事務所の所在地 米子市角盤町 一丁目三の二一	米子市角盤町 一丁目一二七
市 橋 春 海 後 援 会	主たる事務所の所在地 東伯郡東郷町 小鹿谷一六	東伯郡東郷町 小鹿谷八〇
全国林業政治連盟 鳥 取 県 支 部	〃	鳥取市湖山町 東五丁目五二二 石橋七八二の七
塚田よしみ後援会	〃	米子市一部 米子市古豊千 二八三

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規

定により告示する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
伊藤貞男後援会	桑原 正明	伊藤 貞博	鳥取市西町二丁目三〇九	その他 の政治 団体
山下 武後援会	田中 修	高田 逸郎	気高郡鹿野町今市 一〇二九の四九	〃
河合弘道後援会	小原 幸人	岸田 正夫	米子市東町一〇九	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十四年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

◎政党 期間 昭和52年1月1日～12月31日 自由民主党那家町支部 報告年月日 昭和54年2月14日		機関紙誌の発行 その他の事業費 宣伝事業費 寄附、交付金 寄附の内訳 5 寄附の内訳 (寄附者)(金額)(住所、所在地) (個人分) 山本昇造 150,000 那家町		事務所費 59,226 5 寄附の内訳 (個人分) 年間100万円以下 のもの 130,000		事務所費 5,000 政治活動費 310,795 組織活動費 33,950 選挙関係費 106,000 機関紙誌の発行 その他の事業費 170,845 機関紙誌の発行 事業費 98,500 宣伝事業費 72,345 5 寄附の内訳 (個人分) 年間100万円以下 のもの 400,000			
1 収入総額 602,600 円 2 支出総額 499,624 3 収入の内訳 個人の党費、会費 (439人) 227,000 寄附 150,000 個人分 150,000 借入金 120,000 その他の収入 104,680 1件10万円未満 のもの 104,680 前年繰越額 920 4 支出の内訳 経常経費 81,840 備品、消耗品費 660 事務所費 81,180 政治活動費 417,784 組織活動費 319,784 選挙関係費 33,000		◎その他の政治団体 期間 昭和52年1月1日～12月31日 大川紀久後援会 報告年月日 昭和54年2月26日		1 収入総額 130,000 円 2 支出総額 130,000 3 収入の内訳 寄附 130,000 個人分 130,000 4 支出の内訳 経常経費 130,000 人件費 67,000 光熱水費 3,614 備品、消耗品費 160		報告年月日 昭和54年3月8日 井上武後援会 1 収入総額 400,000 円 2 支出総額 359,763 3 収入の内訳 寄附 400,000 個人分 400,000 4 支出の内訳 経常経費 48,968 光熱水費 5,000 備品、消耗品費 38,968		市橋香海後援会 報告年月日 昭和54年3月31日 1 収入総額 0 円 2 支出総額 0	

鳥取県選挙管理委員会各支部長三十一名
 昭和五十四年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
 昭和五十四年五月十八日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

一 日時 昭和五十四年五月二十四日(木) 午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
 三 議題 市町村推協委員研修会について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。】